

第 58 回 税理士試験 相続税法 模範解答

〔第一問〕

問 1 (30 点)

1 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例

内容 (4 点)

個人が相続又は遺贈により取得した財産のうち、その相続の開始の直前において、その相続若しくは遺贈に係る被相続人等の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等で一定の建物又は構築物の敷地の用に供されているもので一定の特例対象宅地等がある場合には、その相続又は遺贈により財産を取得した者に係るすべての特例対象宅地等のうち、その個人が取得をした特例対象宅地等又はその一部でこの規定の適用を受けるものとして選択をした選択特例対象宅地等については、限度面積要件を満たす場合の小規模宅地等に限って、相続税の課税価格に算入すべき価額は、その小規模宅地等の価額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合を乗じて計算した金額とする。

特定事業用宅地等、特定居住用宅地等及び特定同族会社事業用宅地等である小規模宅地等…… $\frac{20}{100}$

以外の小規模宅地等…… $\frac{50}{100}$

手続規定 (1 点)

上記の規定は、税務署長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、相続税の期限内申告書 (期限後申告書及び修正申告書を含む。以下 2 において同じ。) にこの規定の適用を受けようとする旨を記載し、計算に関する明細書その他の一定の書類の添付がある場合に限り、適用する。

2 特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例

内容 (4 点)

特定事業用資産相続人等が、相続又は遺贈 (その相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものに係る贈与を含む。以下 2 において同じ。) により取得した特定事業用資産でこの規定の適用を受けるものとして選択をした選択特定事業用資産について、その相続の開始の時からその相続又は遺贈に係る相続税の期限内申告書又は修正申告書の提出期限まで引き続きその選択特定事業用資産のすべてを有している場合その他一定の場合には、相続税の課税価格 (相続時精算課税適用者については、特定贈与者からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものの価額を相続税の課税価格に加算した価額) に算入すべき価額は、その選択特定事業用資産の価額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合を乗じて計算した金額とする。

特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産…… $\frac{90}{100}$

特定森林施業計画対象山林又は特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産
…… $\frac{95}{100}$

手続規定 (1 点)

上記の規定は、税務署長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、相続税の期限内申告書にこの規定の適用を受けようとする旨を記載し、計算に関する明細書その他の一定の書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税

内容

国等に相続財産を贈与した場合 (4 点)

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産をその取得後その相続又は遺贈に係る相続税の期限内申告書の提出期限までに国等又は公益法人等のうち、教育若しくは科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献等に著しく寄与する一定の「特定の公益法人等」に贈与をした場合には、その贈与によりその贈与をした者又はその親族その他これらの者と特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、その贈与をした財産の価額は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

特定の公益信託に金銭を支出した場合 (4 点)

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産に属する金銭をその相続又は遺贈に係る相続税の期限内申告書の提出期限までに特定公益信託 (公益信託で一定の要件を満たすものをいう。以下 3 において同じ。) のうち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献等一定のものに信託財産とするために支出した場合には、その支出によりその支出をした者又はその親族その他これらの者と特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、その金銭の額は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

準用（１点）

上記の規定は、認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する贈与及び特定地域雇用等促進法人の行う一定の事業に関連する贈与をした場合について準用する。

手続規定（１点）

上記の規定は、この適用を受けようとする者の期限内申告書に、この適用を受けようとする旨を記載し、かつ、その贈与又は支出をした財産の明細書その他一定の書類を添付しない場合には、適用しない。

4 申告書の提出期限前に被害を受けた場合

適用要件等（４点）

相続税の納税義務者で災害により相続又は遺贈により取得した財産について相続税の期限内申告書の提出期限前に甚大な被害を受けた場合において一定の要件に該当するものの納付すべき相続税については、これらの事由により取得した財産の価額は、被害を受けた部分の価額を控除した金額により、これを計算する。

手続規定（１点）

この規定の適用を受けようとする者は、相続税の期限内申告書（この申告書を提出しなかったことについて正当な事由があると認められる者がこの申告書の提出期限後に提出した申告書を含む。）に、その旨、被害の状況及び被害を受けた部分の価額を記載しなければならない。

5 特定贈与財産

生前贈与加算の不適用（４点）

生前贈与加算を適用する場合において、贈与により財産を取得した者が、贈与税の配偶者控除の適用を受けた者であるときは、その控除された金額に相当する部分、又は、その贈与がその相続の開始の年においてされた場合で、その被相続人の配偶者がその被相続人からの贈与について既に贈与税の配偶者控除の適用を受けた者でないときは、贈与税の配偶者控除の規定の適用があるものとした場合に、控除されることとなる金額に相当する部分は、生前贈与加算されない。

手続規定（１点）

この規定が適用となるのは、その被相続人の配偶者が、相続税の期限内申告書に（期限後申告書を含む。）に居住用不動産又は金銭につきこれらの財産の価額を贈与税の課税価格に算入する旨その他一定の事項を記載し、一定の書類を添付して、これを提出した場合に限る。

（注）上記において

相続人は、相続を放棄した者及び相続権を失った者を含まない。

被相続人は、遺贈をした者を含む。

遺贈は、死因贈与を含む。

贈与は、死因贈与を除く。

相続時精算課税適用者とは、相続時精算課税選択届出書を提出した者をいう。

特定贈与者とは、相続時精算課税選択届出書に係る贈与をした者をいう。

問2 (20点)

乙(子)に対する課税関係

1 課税関係(1点)

信託設定時(平成20年1月10日)に甲(父)から「信託に関する権利」を贈与により取得したものとみなされて乙に対し、贈与税が課税される。

2 課税財産の範囲及び課税価格(2点)

非居住無制限納税義務者については、その者が贈与により取得した財産の全部に対し、贈与税を課し、その年中において贈与により取得した財産の価額の合計額をもって、贈与税の課税価格とする。

3 信託に関する権利に対する課税(信託の効力が生じた場合)

内容(4点)

信託(退職年金の支給を目的とする信託その他の信託で一定のものを除く。以下同じ。)の効力が生じた場合において、適正な対価を負担せずにその信託の受益者等(受益者としての権利を現に有する者をいう。以下同じ。)となる者があるときは、その信託の効力が生じた時において、その信託の受益者等となる者は、その信託に関する権利をその信託の委託者から贈与により取得したものとみなす。

資産及び負債の取得等(1点)

上記により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利を取得した者は、その信託財産に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなす。

4 財産の所在(1点)

財産の所在は、国債については相続税法の施行地(以下、「法施行地」という。)にあるものとし、外国国債についてはその外国にあるものとする。

(注)上記において

非居住無制限納税義務者とは、相続若しくは遺贈又は贈与により財産を取得した日本国籍を有する個人でその財産を取得した時において法施行地に住所を有しないもの(その個人又はその相続若しくは遺贈に係る被相続人がその相続若しくは遺贈に係る相続の開始前5年以内若しくはその贈与をした者がその贈与前5年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたことがある場合に限る。)をいう。(1点)

被相続人は、遺贈をした者を含む。

遺贈は、死因贈与を含む。

贈与は、死因贈与を除く。

乙(子)の死亡に伴う丙(乙の子)に対する課税関係

1 課税関係(1点)

乙(子)死亡時に乙(子)から「信託に関する権利」を遺贈により取得したものとみなされて丙に対し、相続税が課税される。

2 課税財産の範囲及び課税価格

丙が居住無制限納税義務者の場合(丙の住所が法施行地にある場合)(2点)

居住無制限納税義務者については、その者が相続又は遺贈により取得した財産の全部に対し、相続税を課し、その相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額をもって、相続税の課税価格とする。

丙が制限納税義務者の場合(丙の住所が法施行地でない場合)(2点)

制限納税義務者については、その者が相続又は遺贈により取得した財産で法施行地にあるものに対し、相続税を課し、その相続又は遺贈により取得した財産で法施行地にあるものの価額の合計額をもって、相続税の課税価格とする。

3 信託に関する権利に対する課税(新たに受益者等が存在した場合)

受益者等の存する信託について、適正な対価を負担せずに新たにその信託の受益者等が存するに至った場合(信託が終了した場合を除く。)には、その受益者等が存するに至った時において、その信託の受益者等となる者は、その信託に関する権利をその信託の受益者等であった者から贈与(その受益者等であった者の死亡に基因して受益者等が存するに至った場合には、遺贈)により取得したものとみなす。

資産及び負債の取得等、財産の所在については、上記「乙(子)に対する課税関係」にて記述済みのため省略。

(注)上記において(2つ正解で1点)

居住無制限納税義務者とは、相続又は遺贈により財産を取得した個人でその財産を取得した時において法施行地に住所を有するものをいう。

制限納税義務者とは、相続又は遺贈により法施行地にある財産を取得した個人でその財産を取得した時において法施行地に住所を有しないもの(非居住無制限納税義務者を除く。)をいう。(1点)